○経済産業省令第八十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項、第四十二条第一項、第四十三条第一項、第四十四条第五項、第四十八条第一項、第五十一条第一項、第百六条及び第百十二条第二項、電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）第四十六条第三項の表第十三号（六）並びに電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第二項の規定に基づき、電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月三十日

経済産業大臣　西村　康稔

電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　［略］ 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　「変電所」とは、構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧十万ボルト以上の電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体（蓄電所を除く。）をいう。 二　「送電線路」とは、発電所相互間、蓄電所相互間、変電所相互間、発電所と蓄電所との間、発電所と変電所との間又は蓄電所と変電所との間の電線路（専ら通信の用に供するものを除く。以下同じ。）及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。 三　「配電線路」とは、発電所、蓄電所、変電所若しくは送電線路と需要設備との間又は需要設備相互間の電線路及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。 四～七　［略］ （蓄電用の電気工作物の範囲） **第四十七条の十三**　令第四十六条第三項の表第十三号（六）の経済産業省令で定めるものは、蓄電所とする。 （保安規程） **第五十条**　［略］ 2　前項第一号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号（その者が発電事業（その事業の用に供する発電用の電気工作物が第四十八条の二第一号に掲げる要件に該当するものに限る。）を営むもの以外の者である場合にあっては、第五号から第七号まで及び第十一号を除く。）に掲げる事項を定めるものとする。 一～十一　［略］ 十二　発電所又は蓄電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。 十三～十五　［略］ 3　第一項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物については発電所、蓄電所、変電所及び送電線路に係る次の事項について定めることをもって足りる。 一～四　［略］	（定義） **第一条**　［略］ 2　［同上］ 一　「変電所」とは、構内以外の場所から伝送される電気を変成し、これを構内以外の場所に伝送するため、又は構内以外の場所から伝送される電圧十万ボルト以上の電気を変成するために設置する変圧器その他の電気工作物の総合体をいう。 二　「送電線路」とは、発電所相互間、変電所相互間又は発電所と変電所との間の電線路（専ら通信の用に供するものを除く。以下同じ。）及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。 三　「配電線路」とは、発電所、変電所若しくは送電線路と需要設備との間又は需要設備相互間の電線路及びこれに附属する開閉所その他の電気工作物をいう。 四～七　［略］ ［新設］ （保安規程） **第五十条**　［略］ 2　［同上］ 一～十一　［略］ 十二　発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。 十三～十五　［略］ 3　第一項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物については発電所、変電所及び送電線路に係る次の事項について定めることをもって足りる。 一～四　［略］